

よくある質問と回答

No.	質問	回答
支払通知書・拡充のご案内 等に関する質問	新制度の申請書は提出が必要となる全世帯に送られていますか	令和6年6月1日時点で荒川区に住民登録があり高校生年代のお子さんを養育している世帯に、7月12日にお知らせを送付しています。それ以降に荒川区に転入された場合や、過去に所得限度額超過で児童手当が消滅になった場合は、ホームページから申請書をダウンロードし、郵送していただくか、窓口でのお手続きをお願いいたします。
	新制度にあたり申請が必要でしょうか	原則として、現在児童手当等を受給している方は申請不要です。ただし、次のいずれかに該当する場合は申請が必要です。 1 所得限度額超過により、児童手当を受給していない方 2 中学生以下のお子さんを養育していないが、高校生年代のお子さんを養育している方 3 新たに施設入所等児童となる方がいる施設等受給資格者の方 4 大学生年代及び高校生年代以下のお子さんを養育しており、かつ、お子さんを3人以上養育している方 例1) 高校生年代のお子さんが2人、大学生年代のお子さんが1人の場合 例2) 現在児童手当を受給しており、大学生年代のお子さんを含めると3人以上になる場合
	拡充の案内と通知書の支払内容の記載に相違があるのはなぜでしょうか	通知書に記載の支払内容は、現行制度での金額が記載されています。令和6年10月の制度改正後は、拡充の案内に記載の金額が支給されます。
	単身赴任等で、自分よりも所得の高い配偶者が他自治体に住んでいるのですが、今回送られてきた申請書に、自分が申請者として記入して返送しても良いですか	児童手当は原則として、所得の高い方が申請者となります。このようなケースに該当する場合には、所得の高い配偶者が住んでいる自治体に問い合わせの上、申請をお願いいたします。
	子どもが3人いるが、「監護相当・生計費の負担についての確認書」が同封されていないのはなぜですか	「監護相当・生計費の負担についての確認書」（以下、「確認書」という。）は、大学生年代及び高校生年代以下のお子さんを養育しており、かつ、お子さんを3人以上養育している方が対象となります。したがって、大学生年代のお子さんがいない場合は、確認書の提出は不要です。
請求者は父と母のどちらでもよいですか。	児童手当は原則として、所得の高い方が申請者となります。したがって、いずれか所得の高い方を申請者として、申請をお願いいたします。	
被用者、被用者等でない者とは何ですか	お持ちの保険証が、社会保険の場合は「被用者」、国民健康保険の場合は「被用者等でない者」を選択してください。	

申請書に関する質問	個人番号とは何の番号ですか	マイナンバーカード、又は通知カードに記載の12桁の番号です。
	所得の状況は何年分のものを記入すればよいですか	令和6年10月分から令和7年7月分までの手当については、令和6年度所得（令和5年1月から12月の1年間の所得）を確認しますので、該当する期間の所得をご記入ください。 令和6年1月1日時点で荒川区に住民登録があり、所得の申告をしている場合は、記入不要です。
	控除対象配偶者・同一生計配偶者とは何ですか	配偶者が請求者の控除対象になっている場合は「控除対象配偶者」、控除対象から外れているが、生計を同じくしている場合は「同一生計配偶者」を選択してください。
	監護の有無とは何ですか	「監護」とは、お子さんの生活について通常必要とされる監督、保護を行っている、社会通念上考えられる主観的意思と客観的事実が認められることをいいます。該当する場合は、「有」を選択してください。
	生計関係の同一・維持とは何ですか	「生計同一」とは、父母等の場合で、請求者がお子さんとし計を同じくしている場合をいいます。 「生計維持」とは、お子さんが請求者自身の子どもでない場合で、請求者自身がそのおさんの生計を維持している場合をいいます。
	支払希望金融機関を子どもの口座にすることはできますか	支払希望金融機関を、配偶者やおさんの口座にすることはできません。申請者名義の口座をご記入ください。
必要な添付書類を教えてください	認定請求書を提出する際に、3歳未満のおさんがいる場合は、申請者の保険証のコピーが必要です。 おさんが全員3歳以上の場合は、保険証のコピーは不要です。	